

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金交付要綱（高齢）

制定 平成21年12月14日付21福保高施第1043号
一部改正 平成24年6月29日付24福保高施第729号
一部改正 平成24年8月31日付24福保高施第812号
一部改正 平成26年7月9日付26福保高施第652号
一部改正 平成27年2月12日付26福保高施第1600号
一部改正 平成27年4月1日付27福保高施第66号
一部改正 平成28年4月19日付27福保高施第2169号
一部改正 平成29年6月30日付29福保高施第444号
一部改正 平成30年5月23日付30福保高施第189号
一部改正 平成31年1月8日付30福保高施第1749号
一部改正 令和3年7月7日付3福保高施第37号
一部改正 令和5年4月1日付4福保高施第2214号
一部改正 令和5年7月25日付5福祉高施第131号

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉施設等が、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入れ機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震改修を行う施設に対して、東京都がその費用の一部を補助する事業を行うことについて必要な事項を定め、もって、社会福祉施設等の耐震化の推進に資することを目的とする。

（通則）

第2条 この補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、「社会福祉施設等」とは、別表1に掲げる施設及び東京都知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた施設をいう。

2 この要綱において、「耐震改修」とは、柱、壁、梁等の補強や増設等の耐震補強に要する工事とする。

3 この要綱において、「仮設施設」とは、既存施設の改修工事期間中において一時的に整備する代替施設をいう。

（補助対象等）

第4条 補助対象者は、社会福祉施設等の設置者（以下「設置者」という。）とする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

2 補助対象施設（以下「対象施設」という。）は、前条第1項に掲げる施設のうち、下記の各号を満たす施設とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された施設又は平成12年5月31日までに新

築の工事に着手した平家建て若しくは2階建てで在来軸組工法の木造の建物

- (2) 都内に所在する施設又は都外に所在する都民対象施設
- (3) 設置者が所有する施設
- (4) 各施設に適用される法律、要綱等の基準に適合する施設
- (5) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により耐震診断を実施しており、その結果に基づき耐震改修を行う施設

3 設置者が次に掲げる団体である場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（補助対象事業等）

第5条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉施設等の耐震化を図るため、社会福祉施設等の設置者が対象施設の耐震改修を次条に規定する補助期間内に契約し、補助期間内に完了する事業とする。

2 補助対象経費は別表2のとおりとする。

（補助期間）

第6条 補助期間は、令和8年3月31日までとする。

（補助金の交付額）

第7条 この補助金は、別表2に定める算定方法により算出した額を都の予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を、別に定める期日までに知事宛提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、前条による交付申請があった事業について、適当と認める場合は、第13条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助金の請求)

第11条 第13条の13に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書(第2号様式)に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 知事は、前条による請求により事業の出来高に応じ、速やかに交付するものとする。

(補助条件)

第13条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 他の補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 契約

ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

イ 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ウ 契約手続の取扱い

補助事業を行うために締結する契約については、別に定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助に係る契約手続基準」に準じること。

(3) 承認事項

ア 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 知事は、前項の変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を設置者に通知する。

ウ 第9条の規定は、前項の規定による知事の通知について準用する。

(4) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

(6) 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者が収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本都に納付させることがある。

(8) 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(9) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(10) 状況報告

ア 設置者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書(第4号様式)により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

(11) 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を命ずることがある。

(12) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内に補助事業の事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(13) 補助金の額の確定等

知事は、前項の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(14) 是正のための措置

知事は、前項の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

第12項の実績報告は、本項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(15) 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。

なお、この場合知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることができる。

(16) 補助事業者の義務違反等に基づく決定の取消し

ア 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 交付決定を受けた者（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第13項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(17) 補助金の返還

ア 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。

イ アの規定は第13項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(18) 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、第16項により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ 前2項に規定する年当たりの割合は、閏^{うるうどし}年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(19) 他の補助金の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都福祉局高齢者施策推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年8月31日24福保高施第729号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月9日26福保高施第652号）

この要綱は、平成26年7月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月12日26福保高施第1600号）

この要綱は、平成27年2月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日27福保高施第66号）

この要綱は、決定の日から適用する。

附 則（平成28年4月19日27福保高施第2169号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日29福保高施第444号）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月23日30福保高施第189号）

この要綱は、決定の日から適用する。

附 則（平成31年1月8日30福保高施第1749号）

この要綱は、決定の日から適用する。

附 則（令和3年7月7日3福保高施第37号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月1日4福保高施第2214号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年7月25日5福祉高施第131号）

この要綱は、決定の日から適用する。

別表 1

区分	施設種別
1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置する老人福祉施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター（但し、介護保険法第8条第17項に基づく地域密着型通所介護及び同条第18項に基づく認知症対応型通所介護（地域密着型）を除く） 老人短期入所施設 老人福祉センター 老人介護支援センター
2 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム	有料老人ホーム
3 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設
4 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する介護医療院	介護医療院
5 昭和52年8月1日社老第48号厚生省社会局長通知に基づく、高齢者の経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等社会的活動を行う場所を提供し、心身の健康と生きがいの増進を図る施設	老人福祉施設付設作業所
6 平成13年5月15日老発第192号厚生労働省老健局長通知に基づく、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設。	生活支援ハウス
7 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項に規定する施設	特定民間施設
8 昭和40年4月5日社老第87号厚生省社会局長通知に基づく、景勝地、温泉等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養のための場を提供する施設	老人休養ホーム
9 昭和40年4月5日社老第88号厚生省社会局長通知に基づく、老人に対して、地域における教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する施設	老人憩いの家
10 昭和62年6月18日社老第80号厚生省社会局長通知に基づく、高齢者及びその家族等の抱える保健、福祉、医療等の相談に応じる施設	高齢者総合相談センター
11 予防給付や地域支援事業（介護予防事業）を行う拠点（介護予防拠点）を公民館、老人福祉センター、民家等を改修することにより整備するもの	介護予防拠点
12 介護保険法第115条の第46項に規定する地域包括支援センター	地域包括支援センター
13 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に基づく授産施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく授産施設を除く。）	社会事業授産施設

14 平成4年4月22日老企第137号厚生省大臣官房
老人保健福祉部長通知に基づく、介護実習等を通じて
地域住民への介護知識等の普及・啓発を図る施設

介護実習・普及センター

別表 2

1 事業内容	2 補助対象経費	3 補助対象面積	4 算定方法
耐震改修	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修費	各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震改修を実施する延べ面積（㎡）	補助対象面積に、1㎡当たり56,300円を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費（ただし、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を上限とする。以下同じ。）の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下同じ。）を比較して少ない方の額に8分の7を乗じて得た額。
	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの（注2）の耐震改修費		補助対象面積に、1㎡当たり51,200円を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額を比較して少ない方の額に16分の13を乗じて得た額。
仮設施設整備	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設（注4）の整備費		別表3に定める補助基準額と、仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して少ない方の額に8分の7を乗じて得た額。
	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの（注2）の耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設（注4）の整備費		別表3に定める補助基準額と、仮設施設整備費に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して少ない方の額に16分の13を乗じて得た額。

- (注1) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとは、別添1のとおり。
- (注2) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるものとは、別添1のとおり。
- (注3) 工事費又は工事請負費については、次に掲げる費用は補助の対象としないものとする。
- 1 土地の買収又は整地に要する費用
 - 2 既存建物の買収
 - 3 その他、施設整備費として適当と認められない費用
- (注4) 耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設の満たすべき基準は、別添1のとおり。

別表3 各施設の基準単価

施設種別		基準単価
入所施設	養護老人ホーム	720千円 (定員1人当たり)
	特別養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム	
	老人短期入所施設	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	生活支援ハウス	
	老人休養ホーム	
その他	老人デイサービスセンター	4,838千円 (1施設当たり)
	老人福祉センター	
	老人介護支援センター	
	老人福祉施設付設作業所	
	特定民間施設(有料老人ホームを除く。)	
	老人憩いの家	
	高齢者総合相談センター	
	介護予防拠点	

別添1 交付要綱別表2（第5条関係）に定める建物等の基準

1 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行。以下「新耐震基準」という。）前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「I_s値」という。）が0.3に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「q値」という。）が0.5に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_s値がおおむね0.7を超え、かつq値が1.0を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物又は平成12年5月31日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは2階建てで在来軸組工法の建物で、木造の構造耐震指標（以下「I_w値」という。）が0.7に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_w値がおおむね1.1を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

2 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

前項の基準に満たない建物のうち、建築基準法における新耐震基準前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造のI_s値が0.7に満たないこと、若しくはq値が1.0に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_s値がおおむね0.7を超え、かつq値が1.0を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物又は平成12年5月31日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは2階建てで在来軸組工法の建物で、I_w値が0.7以上、1.1に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_w値がおおむね1.1を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

3 耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設

仮設施設の整備に当たっては、次に掲げる事項を全て満たすこと。

(1) 仮設施設が、消防法、建築基準法等関係法令に適合するものであること。

(2) 仮設施設が、耐震改修を行う社会福祉施設等に適用される法令及び要綱等の基準に適合するものであること。

- (3) 仮施設を利用する入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面も十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。